

政令第三百三十号

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行期日は、平成二十九年四月十日とする。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行期日を定める必要があるからである。